

『ジェンダー史学』創刊号訂正表(2006年1月末)

〔新刊紹介〕『男たちの絆、アジア映画』

138 頁右 表題 「四犬田犬彦」を「四方田犬彦」に訂正

同 本文中の2箇所「四犬田犬彦」を「四方田犬彦」に訂正

139 頁 本文中の3箇所の「四犬田」を「四方田」に訂正

〔学会動向〕「ジェンダー法学会」

146 頁左 19 行以下に下記の文を補う。

既存学会は必ずしもジェンダーへの取り組みに積極的とは言えない。実定法系の大規模学会ほどその傾向は顕著になる。学際的な社会政策学会がジェンダー部会をもっていることを除けば、ジェンダー・シンポジウムをあいっいで企画しているのは基礎法系学会である。もっともはやくジェンダー問題への関心を示したのは法社会学会。2000年以降、ほぼコンスタントに、ミニ・シンポジウムに関連してセクシュアル・ハラスメントや自己決定権などの個別テーマが取り上げられている。とくに、お茶の水女子大学で開催された2001年全体シンポジウム「法と倫理」の3つにわたる分科会では、それぞれ国家、生活世界、性の自己決定が取り上げられ、事実上、ジェンダー問題が論じられた(『法社会学』に概要掲載)。しかしながら、明示的にジェンダーを冠した全体シンポジウムはまだ行われていない。これに対して、法哲学会では、2003年11月に全体シンポジウム「ジェンダー、セクシュアリティと法」が開催された(『法哲学年報 2004』に概要掲載)。フェミニズムとリベラリズムとの関係にフロアの関心が集中したが、議論のずれ違いは伝統的リベラリズム論とジェンダー研究との折り合いをつけることの困難さをはからずも露呈することになった(井上達夫『普遍の再生』岩波書店、2003年参照)。法制史学会では、2003年4月、全体ミニ・シンポジウム「ジェンダーの法史学——近代法の再定位・再考」が開催された。日本近代法を支えるジェンダー秩序を民法学(現行法・法理論)、日本法制史(家族法)、日本近世史(刑事法)、西洋法制史(近代ドイツ労働法)の観点から比較検討し、法史学の各分野からコメントを得た。清代中国のセクシュアリティに関する論攷とあわせ、拙編『ジェンダーの比較法史学——近代法秩序の再検討』として刊行予定である(2006年、大阪大学出版会)。

COEプログラムとしては、2003年度に法学系の東北大学「男女共同参画社会の法と政策」と学際系のお茶の水女子大学「ジェンダー研究のフロンティア」が同時に採択された。前者は法学的・政治学的な理論的課題の考察とジェンダーセンシティブな人材育成を課題にかかげており、後者のプロジェクトAは「ジェンダー公正と多文化共生に基づく公共政策と男女共同参画社会形成の諸条件の解明」をテーマとする。これらのCOEプログラムの責任者はジェンダー法学会の代表(第1期理事長・副理事長)をつとめており、学会シンポジウム企画にも研究成果が反映されている。

法学専門雑誌は、均等法改正や男女共同参画社会基本法など、重要な法制定・改正のたびに関連特集をする。それらの特集でもジェンダー法学の論文は散見されるが、ジェンダー特集そのものは最近になってようやく登場した。もっとも網羅的なものが「ジェンダーと法」(『ジュリスト』1237号、2003年1月)である。総論、雇用とジェンダー、家族とジェンダー、女性の身体・セクシュアリティの4項目にわたり、全18論文からなる。実践的な現代的課題への関心が強く、歴史的考察は弱い。また、執筆者の全員がジェンダー法学の専門家というわけではなく、ジェンダー視点が乏しい論稿もある。とはいえ、国際社会および現代日本社会でもっとも関心が高いテーマを取り上げており、現代的な問題関心から発して歴史的事実を問い直そうとするときに発想の手がかりとなる。ほかに、「ジェンダーと家族——法制度の現状と問題点」(『法律時報』2002年8月号)、「社会法とジェンダー」(『労働法律旬報』2003年1月号)、「ジェンダーと刑事法」(『現代刑事法』2003年3月号)など分野別の特集も組まれている。また、『法律時報』の毎年12月号に特集される学界動向の分野別項目として、2003年より「ジェンダーと法」が新設された。簡便な文献解題として有益である。

ジェンダー法学教育への関心の高さを反映して、教科書出版は意欲的に進められている。金城清子『ジェンダーの法律学』(有斐閣、2002年)、浅倉むつ子監修『導入対話によるジェンダー法学』(不磨書房、2003年)、浅倉むつ子・戒能民江・若尾典子『フェミニズム法学』(明石書店、2004年)、辻村みよ子『ジェンダーと法』(不磨書房、2005年)は、執筆者の個性を反映していずれも興味深い。人権、家族、生殖、性暴力、国際問題など網羅的なトピックの取り上げ方には一定のパターンが共通し、ジェンダー法学教育のカatalogはほぼ出そろった感がある。DV、セクシュアル・ハラスメント、夫婦別姓などトピックごとの一般啓蒙書・専門書も相次いで出版されている。

理論的研究としては正義論が突出している。野崎綾子『正義・家族・法の構造転換——リベラル・フェミニズムの再定位』(勁草書房、2003年)は法哲学の立場から公私区分と家族を論じ、岡野八代『法の政治学——法と正義とフェミニズム』(青土社、2002年)は法そのものの論理が女性を排除してきたのではないかと問いかける。コーネル『正義の根源』(2002年)、同『脱構築と法』(2003年)、フレイザー『中断された正義』(2003年)(いずれもお茶の水書房)、マッキノンの諸翻訳(最近のものとして『ポルノグラフィと性差別』2002年、青木書店)など、アメリカの代表的なフェミニスト法・政治理論が精力的に翻訳されており、学際化の基礎文献となろう。

ジェンダー視点にたつ人権史としてすでに辻村みよ子『女性と人権——歴史と理論から学ぶ』(日本評論社、1997年)があったが、女性参政権の展開を軸とする制度史にとどまっている。法史学としてはじめてジェンダーを論じたのが、拙著『ジェンダーの法史学——近代ドイツの家族とセクシュアリティ』(勁草書房、2005年)である。全10章のうち、理論的考察をおこなった4

つの章ではジェンダー概念・ジェンダー秩序類型・公私論・近代家族論を検討し、のこり 6 つの章で近世～ナチス期にわたり、姦淫罪・嬰兒殺・公共圏・未婚の母・婚外子・優生法制を論じる。比較ジェンダー史を発展させるためにジェンダー秩序類型論は 1 つの手がかりとなろうが、今後とも検討の余地がある。

(3)ジェンダー研究は通説批判と問題発見的な性格を強くもつ。反面で、ジェンダー研究一般につきまといがちな女性のゲッター化や言語のジャーゴン化は、既存研究側がジェンダー研究に対して見えない壁を築くさいの方便として利用されてきた。ジェンダー研究は体系的・全体的視点を欠いてはならないと厳に自戒せねばならない所以である。

ジェンダー法学もまた、その批判力の根源性を認知され、周縁性を脱却するにはなおしばらく時間がかかろう。しかし、学会活動を見る限り、ジェンダー法学草創期を支えたジェンダー法学会の現主力メンバーから第二世代への世代交代は順調に進みつつある。学会の目的である教育重視の成果は第三世代育成に顕著に現れるはずである。世代継承にともなうジェンダー法学の自立と連動して、いっそうの本格的学際化が望まれる。学際化の進展には回路が必要である。ジェンダー史とジェンダー法学をつなぐ 1 つの回路としてジェンダー法史学の責任は重い。ジェンダー研究の体系化のためにも密接な連携が求められる。

146 頁 郵便番号の「〒603-8346」を「〒603-8579」に訂正